

## 第4章 自然と共生したうるおいのある社会の構築

### 第1節 多様な自然環境の保全と活用

#### 1 すぐれた自然環境の保全と活用

##### (1) 自然環境の現況

本県は、日本一のブナ林面積を有する天然林や数多くの巨樹巨木など、原生的自然の山岳、湿原、里山里地、田園、最上川をはじめとする大小の河川、湖沼、海岸など変化に富んだ県土を形成している。

その一方、県土面積の約7割を占める森林については、林業を取り巻く経済情勢の変化や森林管理の担い手不足などによりその荒廃が懸念され、中山間地の農地においても、耕作放棄地がみられることから、森林や農地の適切な維持管理も自然環境保全の大きな課題となっている。

##### (2) 自然公園、自然環境保全地域、里山環境保全地域における規制と保全

###### ア 自然公園

自然公園は、「自然公園法」、「山形県立自然公園条例」に基づいて指定された国立公園、国定公園及び県立自然公園の総称であり、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資するために、地域を定めて指定されたものである。

国立公園は、わが国を代表するすぐれた自然の風景地を環境大臣が指定するもので、本県では出羽三山・朝日、飯豊、磐梯吾妻・猪苗代地域から構成される磐梯朝日国立公園が指定されている。

国定公園は、国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地を環境大臣が指定するもので、本県では鳥海、蔵王及び栗駒国定公園の3箇所となっている。

県立自然公園は、県内にあるすぐれた風景地を知事が指定するもので、庄内海浜県立自然公園等6箇所となっている。

自然公園の総面積は15万5,810ha(海域は除く)に及び、県土面積の約17%を占めている(表2-4-1)。

自然公園に指定された地域は、工作物の設置や変更、木竹の伐採、鉱物や土石の採取、土地の改変その他について許可を要することとなるため、時間の経過による地域の状況変化に対応し、自然環境の保全を推進しつつ、経済活動や日常生活との調整を図るため、定期的に見直しする必要がある。

なお、磐梯朝日国立公園の飯豊地域及び出羽三山・朝日地域については、平成17年度に公園計画の見直し(点検)が行われた。

鳥海国定公園については、平成15年度から公園区域など見直し(再検討)を行ってきたが、平成20年6月に国の中央環境審議会の答申を得て、8月8日に官報及び県広報に告示が行われ、新公園計画が発効した。

また、蔵王国定公園については、平成20年度に「蔵王国定公園計画点検事業に係る地域検討委員会」を設置し、この中で得た意見などを踏まえて作成した変更公園計画の概要を、平成21年3月に開催した山形県環境審議会に報告したところである。21年度には、同公園の宮城県側を所管する宮城県と連携して、変更後の公園計画を作成する予定である。

###### イ 自然環境保全地域

良好な自然環境は、人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものである。このため、社

会的要請として確保しておくべき重要な自然地については、山形県自然環境保全地域に指定し、長期的視点に立ってその保全を図っており、これまで、5地域5,106haの指定を行っている(表2-4-2)。

## ウ 里山自然環境保全地域

里山に代表される身近な自然地域については自然の改変が進行し、里山地域等をその生息・生育基盤としていた身近な動植物の存続が危ぶまれるなどの状況にあり、里山地域等にある保全すべき貴重な自然環境の保全対策が課題となっている。

このため、里山において特に保全すべき貴重な自然環境を有する区域を指定し、自然環境と地域住民とが従来からの適正な関わりを継続できるように誘導するとともに、他の農林業施策と相まって、総合的に里山等の自然環境を保全する制度を県独自に創設しており、これまで4地域257haの指定を行っている(表2-4-3)。

表2-4-1 自然公園の指定状況(平成20年度末現在)

公園別	指 定 年月日	面積	特別 保護 地区	特別 地域	普通 地域	市町村名	特 徴
国立公園 (磐梯朝日)	S25. 9. 5	71,115 ha	4,249 ha	64,712 ha	2,154 ha	米沢市、小国町 飯豊町、大江町 朝日町、西川町 鶴岡市、庄内町 大蔵村	コニーデ型火山(月山、湯殿山)、山岳信仰の歴史に係る文化景観(羽黒山、月山、湯殿山)、偏東積雪と大雪田(月山)、花崗岩の隆起山塊(飯豊、朝日)、偏東積雪による雪蝕非対称地形(飯豊、朝日)、大雪田と豊富な高山植物(飯豊、朝日)、ブナの原生林と大動物(飯豊、朝日)、アオモリトドマツ等寒性針葉樹林(吾妻)豊かな温泉源(吾妻)
国定公園		42,255 (3,459)	1,983	39,014	1,258 (3,459)		
	鳥海	S38. 7. 24 13,553 (3,459)	826	12,548	179 (3,459)	酒田市、遊佐町	美しいコニーデ型の複合火山、大雪田と豊かな高山植物、海岸部の団地生植物(タブなど)
	蔵王	S38. 8. 8 18,878	1,157	16,642	1,079	山形市、上山市	新旧多数の火山地形(お釜)、アオモリトドマツの原生林、樹氷郡
	栗駒	S43. 7. 22 9,824		9,824		新庄市、最上町 金山町	花崗岩の隆起山塊、ブナ林、寒地系植物
県立自然公園		42,440		21,122	21,318		
	庄内海浜	S23. 8. 5 6,568			6,568	酒田市、鶴岡市	白砂青松(北部)、奇岩怪石(南部)、名勝金峰山
	御所山	S26. 3. 20 13,515		9,392	4,123	東根市、最上町 尾花沢市	丹生川溪谷の奇岩怪石、奇勝とブナの原生林、銀山麩鉾、黒伏山の大断崖
	県南	S36. 9. 1 10,124		8,975	1,149	南陽市、高畠町	史跡、遺跡の文化景観、竜ヶ岳の原生林
	加無山	S38. 12. 6 8,502		541	7,961	真室川町、金山町	集塊岩地形による南画的風景
	天童高原	S42. 8. 30 1,883		1,387	496	天童市	牧草風景、穴地帯
	最上川	S46. 6. 2 1,848		827	1,021	戸沢村、酒田市 庄内町	最上溪谷、土湯杉
計		155,810 (3,459)	6,232	124,848	24,730 (3,459)		

- 1 国立公園・国定公園については、山形県側の面積である。
- 2 面積は陸域の部分であり、( )内に海域の部分を示した。

資料：県文化環境部みどり自然課

表 2-4-2 自然環境保全地域（平成 20 年度末現在）

地 域	指 定 年月日	市町村	指定面積 (ha)	左のうち 特別地区 (ha)	左のうち 野生動物植物 保護地区 (ha)	地 域 の 特 質
気比神社社叢	S50.3.10	鶴岡市	10.70	8.22	0	本県日本海沿岸の原植生を模式的に示す貴重な地域
ヌルマタ沢・野川	S50.3.10	朝日町	2,537.38	1719.37	0	ブナを主体とする原生林地帯としては、朝日山地の中でも朝日保流域とともに、最も貴重な原始的自然地域
		長井市	1,478.83		0	
		計	4,016.21	1719.37	0	
今神山	S50.3.10	戸沢村	721.50	102.36	26.99	丘陵低山地帯としては、奇跡的に保存されてきた原始的自然地域
大沢川源流部	S57.3.17	真室川町	350.39	350.39	0	低海拔地域にもかかわらず人為の介入がほとんどなく、原生状態の植生を維持している地域
沼ノ口湿原	S58.5.4	飯豊町	7.16	1.41	1.41	湿原性の植物、昆虫の種類・量とも豊富にみられ、中間湿原特有の生態系を維持している地域
計			5,105.96	2,181.75	28.40	

資料：県文化環境部みどり自然課

表 2-4-3 里山環境保全地域（平成 20 年度末現在）

地 域	指定年月日	市町村	指定面積 (ha)	地 域 の 特 質
胴 腹 滝	H14.3.29	遊佐町	2.49	滝周辺は、一部ミズナラの二次林が分布しているが、杉の植林地帯が主体である。滝から出る湧水は名水として評判が高く、人を含む生き物の生息（生活）環境の源として大きな役割を担っている。
下 小 松	H15.3.28	川西町	156.00	シラハタアカマツの群生が見られるほか、植物も多岐にわたっている。また、古墳群や湿原が見られ、植物や昆虫の生育・生息にとって良好な状態が保たれている。
河 島 山	H17.3.25	村山市	74.05	アカマツの二次林を主体としつつも、山頂にはブナが見られ、日本海側性植物と温暖性植物の双方が確認できる。山麓の湿地に希少種も確認され良好な状態が保たれている。
沼 の 台	H18.3.24	大蔵村	23.92	地すべり地帯特有の地形とともに、多雪、豊富な地下水に支えられたブナ二次林、湖沼郡、棚田景観を有し、高山性の植生、希少な鳥類や昆虫類が容易に確認できる。
計			256.46	

資料：県文化環境部みどり自然課

### （ 3 ）豊かな自然環境を活用する機会を県民へ提供

#### ア 自然公園の登山道等の整備

すぐれた自然の風景地の保護、自然における県民のレクリエーション活動の推進及び利用の安全を図るため、自然環境整備事業により、避難小屋、登山道、公衆トイレ（バイオトイレを含む）等の整備を進めている。平成 20 年度の整備状況は表 2-4-4 のとおりである。

表 2-4-4 自然公園施設整備実施状況（平成 20 年度）（単位：千円）

区 分	公園名	事業主体	事 業 名	事 業 費
施設整備（交付金事業）	鳥 海	県	月山森線歩道・鉾立二の滝線歩道	25,900
	蔵 王	山形市	面白山公衆トイレ	13,839
	鳥 海	遊佐町	鳥海山山頂公衆トイレ再整備	4,199
施設整備等（単独事業）	磐梯朝日	県	登山道補修、トイレ補修、災害復旧、施設管理等	33,145
	鳥 海			
	蔵 王			

資料：県文化環境部みどり自然課

## イ 東北自然歩道（新・奥の細道）

東北自然歩道は、手軽に楽しく歩きながら、森や川、野鳥や虫など豊かな自然にふれ、また、その地域の特色ある文化や歴史と親しむための道であり、路線は、福島県白河を起点として、宮城、岩手、青森、秋田、山形の順で各県をめぐり、福島県郡山を終点とするルートで全 229 のコースで構成されている。

県内には、東北一周ルートのほかに、景観のすぐれた地域や名勝地等に向かう月山、鼠ヶ関、山形西及び米沢北のルートがあり、そのコース数及び総延長は、それぞれ 45 コース及び 469km となっている。これらのコースに利用施設や案内板などを設置するとともに、その利用を図るため、県のホームページに「東北自然歩道マップ」を掲載している。

## ウ 自然公園等の監視及び利用指導

自然公園の保護と利用の適正を期するため、絶えず各地域の現況を把握し、自然保護に反する行為のないよう監視するとともに、自然公園の利用者に対し利用道德の普及と安全利用について指導する必要がある。このため、県では 20 名の自然公園管理員を配置し、また、環境省では主として利用者指導の見地から 57 名（うち県推薦 49 名）の自然公園指導員を委嘱している。

また、自然環境保全地域については、県が自然環境保全地域管理員 6 名を配置している。

なお、自然公園の利用者数は、平成 19 年は 1,384 万人となっている。蔵王国定公園が 528 万人と最も多く、次いで庄内海浜県立自然公園が 267 万人、磐梯朝日国立公園が 164 万人となっており、この 3 つの自然公園で利用者数の約 69% を占めている。

## エ 自然公園の美化清掃

自然公園は、美観を損なうことなく利用することが望まれるが、近年、利用者の増加に伴い、地域によってはごみ投棄による汚れが目立ってきている。このため、自然公園内の清掃活動を国・県・市町村及び関係団体が協力して実施している。これに加え、自然公園の利用拠点において、通常の清掃活動では処理しきれない粗大ごみ等の処理をするため、重点清掃を実施している（海岸 10 箇所、その他 1 箇所）。

## オ 県立自然博物館及び志津野営場の運営

県立自然博物館は、県民が自然に親しみながら「自然のしくみ」や「自然と人間との係わり合い」を理解し、自然に接するマナーを身につけるとともに、豊かな人間性の醸成と自然愛護思想の高揚を図る機会を提供するため、平成 3 年から磐梯朝日国立公園の西川町志津地内に開設している。隣接した志津野営場とともに平成 18 年度から指定管理者制度に移行し、博物館は N P O 法人エコプロ、野営場は西川町総合開発株式会社に運営を委託している。

年間 40 回程度のイベントを実施し、シーズン中は毎日 2 回ボランティアのインタープリター（自然解説員）による野外案内活動を実施している。

平成 20 年度の県立自然博物館来園者は 11,001 人（18 年度 14,091 人、19 年度 11,713 人）同じく志津野営場の利用者は 1,588 人（18 年度 1,268 人、19 年度 1,872 人）であった。（なお、利用者数は、天候や自然災害などに左右される要素が大きい。20 年度は 6 月に岩手・宮城内陸地震があり、これに伴う風評被害や、野営場に熊が出没し使用できなかった期間があったことなどが影響したものと考えられる。）

## 2 身近な緑、水辺、海辺等における自然環境の保全と活用

### (1) 自然公園、県森林公園の活用促進

自然公園等の利用促進を図るため、自然公園等の地図「自然公園へ行こう」を作成し配布した（県立博物館、東北自然歩道などについては前述）。

### (2) 環境科学研究センター等による自然環境保全の指導者等の育成

環境科学研究センターでは、要請に応じて各団体、各地域で開催された研修会へ講師を派遣し、自然環境保護思想の普及啓発と知識・技術面からの支援を行っている。

また、20年度には、みどり自然課主催の希少野生生物保全現地研修会における講師として、調査や保全方法の講習を行っている。

### (3) 森林整備活動実践者の支援

森林に対する県民の理解を深め、県民参加の森林づくりを推進するため、「やまがた緑環境税」を活用し、地域住民やNPO等、県民が主体的に取り組む森林や自然環境の保全活動を公募し、支援する「県民みんなで支える森・みどり環境公募事業」を実施し、20年度は80事業に対して補助金の支出を行った。

また、森づくり活動等の相談窓口として「やまがた公益の森づくり支援センター」を設置し、県民が取り組む森づくり活動等のサポート体制の強化に取り組んだ。

### (4) 温泉資源の保護と適正利用の促進

#### ア 温泉の概況

本県は、県内全市町村に温泉が湧出しており、県民が身近に恩恵に浴している全国有数の温泉県となっている。温泉の数は、平成20年度末現在で231箇所の温泉地に418本の源泉がある。これら温泉の利用状況は、ほとんどが温泉旅館や公衆浴場等の浴用であるが、他に養魚、園芸、融雪などで熱エネルギーとしての利用も行われている（表2-4-5）。

#### イ 源泉管理の課題と保全対策

温泉は極めて利用価値の高い地下資源であるが、乱開発によって温泉資源の枯渇化を招くおそれがある。このため、温泉の乱開発を予防し、適正な温泉採取を確保するために「温泉法」が制定されており、温泉開発行為は知事の許可制となっている。平成20年度の温泉開発許可件数は、掘削が8件、増掘が1件、動力装置設置が5件の計14件であった。最近の傾向として、掘削深度が1,000mを超える、いわゆる大深度掘削が増加している。

なお、近くで行われた公共事業による掘削工事のため、所有源泉が枯渇したと主張する事例が生じ、源泉所有者と工事主体の事前の現況確認や調整が課題となった。そこで、平成19年度から「山形県温泉資源に係る公共工事連絡会議」を立ち上げ、公共事業施工者に源泉の位置情報を提供するなど、連絡調整を行っている。

#### ウ 温泉の適正利用対策

平成19年6月に、東京都渋谷区の温泉利用施設で温泉とともに汲み上げられた可燃性天然ガスによる爆発事故が起こり、これを機に可燃性天然ガスによる災害防止を目的として、温泉源から温

泉の採取をする場合は、「温泉法」に基づき、知事の温泉採取許可が必要となった。また、メタンガスの濃度が基準を下回る源泉については、災害防止措置を必要としない濃度確認の申請が必要となった。平成 20 年度は、既存源泉を対象とした採取許可申請件数は 43 件、濃度確認申請件数は 279 件であった。

一方、温泉を公共の浴用又は飲用に利用する場合も、公衆衛生の確保を図るため、知事の温泉利用許可が必要であり、平成 20 年度の温泉利用許可件数は 93 件であった。

また、平成 19 年 4 月に温泉法が改正され、温泉成分の 10 年ごとの定期的な分析と表示が義務付けられたことを受け、成分表示と源泉管理状況の確認を兼ねて、各保健所及び県温泉協会とともに、県内の温泉地の点検指導を行っており、平成 20 年度は、4 箇所の温泉地（蔵王、瀬見、白布、温海）について、源泉等の点検を行った。

## エ 国民保養温泉地

国民保養温泉地は、温泉法第 29 条に基づき、国民のすべてが快適かつ安価に利用できる健全な保養の場として国が指定するものであり、平成 20 年度末現在、全国で 91 箇所（うち県内 5 箇所（蔵王温泉、銀山温泉、暮点温泉、肘折温泉郷、湯田川温泉））が指定されている。

表 2-4-5 温泉の利用状況等

年 度	源泉 総数	利用源泉			未 利用源泉	湧 出量 (リットル/分)	利用目的別 源泉数		温泉地数			温泉利用 宿泊施設数	延 宿利用 (単位：千人)
		自 噴 泉	動 力 泉	計			浴 用 又 は 飲 用	そ の 他 の 利 用	総 数	宿 泊 施 設 有	宿 泊 施 設 無		
H 9	377	151	157	308	69	53,053	292	16	206	101	105	463	4,083
10	377	146	166	312	65	54,403	298	14	207	105	102	465	3,880
11	381	145	163	308	73	55,160	294	14	209	102	107	462	3,834
12	392	145	167	312	80	54,140	295	17	215	99	116	441	3,662
13	392	142	170	312	80	57,125	296	16	217	99	118	446	3,538
14	393	144	171	315	78	56,519	299	16	218	100	118	444	3,469
15	397	149	167	316	81	58,897	296	20	220	102	118	442	3,367
16	400	143	171	314	86	55,407	294	20	224	100	124	436	3,375
17	404	145	172	317	87	55,028	298	19	226	102	124	432	3,157
18	413	146	172	318	95	55,037	297	21	231	94	137	417	3,173
19	414	143	171	314	100	54,550	291	23	230	95	135	410	3,025
全国順位	19位					16位				10位			16位
全国シェア	1.47%					1.95%				3.03%			2.23%

資料：県文化環境部みどり自然課

## (5) 長期的視点を持ち、農地、河川、海岸等における砂防、治山治水、浸食対策等を実施 ア 河川における治水対策

将来にわたり、地域が育んできた水辺や緑等の多様な自然環境を保全していくために、治山、治水、浸食対策等を実施するとともに、活用を促進する施策を推進していく。

治水対策においては、地域の自然特性や地形的な特性を考慮しつつ、大規模な洪水による県民生活への影響を最小限に食い止めるために河川整備等を実施するとともに、流域の多様な生態系や良好な水環境の向上に向けた持続的な取組みを推進していく。

平成 19 年度末の整備済みの河川延長は 768.1km で、整備率は 50.6% である。

## イ 海岸における侵食対策

各種の海岸災害からそこに暮らす人々の生活を守るとともに、古くからの歴史的資産の維持、観光資源として価値の高い空間の確保、多様な動植物の生息・生育環境の保全等を目指し、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するような総合的な海岸の保全を推進している。

平成 20 年度末においては、整備済みの海岸有効施設延長が 20,315m となり、整備率は 41.4% となった。今後の課題としては、整備に伴う効果の検証を行ったうえで、整備の必要な海岸線の保全を実施していく必要がある。

## ウ 砂防事業の実施

台風や集中豪雨、地震や火山噴火などによる土砂流出を抑制し国土の保全を図るとともに、土砂災害から人命を守り安全な生活基盤の創造のため砂防事業を実施している。

事業実施にあたっては、『溪流及び溪流周辺における自然環境・景観の保全と創造及び溪流の利用等に配慮した砂防設備計画』として、水系又は幹川ごとに基本理念及び整備方針を定めて、それぞれに望ましい溪流環境の将来像を策定した溪流環境整備計画に基づき進めている。(表 2-4-6)

また、緊急性の高い施工箇所を厳選し重点的に施行するハード対策とあわせて、土砂災害警戒情報の提供や警戒避難体制の整備などのソフト対策からなる総合的な土砂災害対策の推進により、安全・安心な県土づくりを実現していく。

平成 20 年度末の砂防施設の整備率は、土石流で 23.2%、地すべりで 28.3%、急傾斜地崩壊で 22.6%、雪崩で 1.3% といまだ低い状況にある。また、土砂災害警戒区域の指定は県内 3,771 箇所の内 1,345 箇所を指定している。

表2-4-6 溪流環境整備計画策定状況

国	赤川水系	1 計画	赤川(平成8年3月)	新庄河川事務所	
	最上川水系	5 計画	立谷川(平成9年3月)、寒河江川(平成9年3月)、銅山川(平成10年3月)、角川(平成10年3月)、鮭川(平成11年3月)		
	荒川水系	1 計画	飯豊山系(平成10年9月)		飯豊山系砂防事務所
	阿武隈川水系	1 計画	阿武隈川(平成11年1月)		福島河川国道事務所
県	最上川水系	6 計画	東南置賜(平成8年12月)、西置賜(平成11年3月)、東南村山(平成12年3月)、西村山(平成11年3月)、北村山(平成12年2月)、最上(平成8年12月)の各地区		
	最上川二級等水系	2 計画	庄内(田川地区、飽海地区)(平成12年3月)		
県全体	国：8 計画 県：8 計画 計16計画				

資料：県土木部河川砂防課

## エ 農地地すべり防止区域の保全対策

県内には、農村振興局所管の地すべり防止法に基づく地すべり防止区域が 41 箇所（区域面積 2,877ha）指定されている。うち 16 箇所（1,586ha）で区域内の農地等保全のため、地すべり対策事業を実施している。事業が概成した 25 箇所（1,291ha）においては、県が主体となって、区域内の点検や維持管理を日常的に行い、農地等の保全を図っている（表 2-4-7、表 2-4-8）。

表 2-4-7 農地地すべり防止区域の状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

農地地すべり防止区域		内 事業概成箇所	内 事業継続箇所
箇所	面積		
41 箇所	2,877ha	25 箇所 1,291ha	16 箇所 1,586ha

資料：県農林水産部農村計画課

表 2-4-8 地すべり対策事業の実施状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

事業実施箇所数	工事内容
16 箇所（8 事業区）	集水井工、抑止工、侵食防止工等

資料：県農林水産部農村計画課

## （6）森林の保全

森林計画制度の適切な運用により、適正な森林施業を推進する一方、保安林の整備、松くい虫やナラ枯れなどの森林病虫害防除対策、森林災害の防止対策の強化及び林地開発許可制度の適切な施行等により、森林の保全に努めている。

### ア 保安林の整備及び治山事業の推進

森林の持つ県土保全、水源かん養等の公益的機能の維持向上を図るため、山地災害の防止、水資源の確保、身近な緑の保全等に重点を置いて、地域森林計画により保安林の計画的な配備を行っている。また、「森林法」及び「地すべり等防止法」に基づき、崩壊地の復旧、山地災害の未然防止、森林の保健休養機能の高度発揮及び地すべりの防止等を目的として、治山事業を推進している。

### イ 造林事業の計画的推進

造林事業による計画的な植林とその後の適切な保育管理等を通じて森林資源の充実を図るとともに、森林の持つ公益的機能の維持向上に努めている。

### ウ 森林病虫害の防除

平成 20 年度における民有林の松くい虫の被害は、山形市ほか 24 市町村、被害区域は約 7 千 ha、被害材積は約 19 千 m<sup>3</sup> となっており、「森林病虫害等防除法」に基づく防除計画を策定し、薬剤散布、被害木の伐倒処理等の防除対策を推進している。

また、ナラ枯れ被害は、28 市町村に及び、被害区域は約 85ha、被害本数は約 28 千本と県内全域に被害区域が拡大しており、被害先端地域での重点的な駆除対策、合成フェロモンを用いた面的な駆除技術の確立に向けた実証事業等を行っている。



## エ 森林災害の防止

平成 20 年度における林野火災及び水害等の気象災による被害面積は 4.9ha、被害金額は 6,801 千円となっている。

これらの森林の災害に対しては、損害のてん補によって速やかな復旧が図られるよう、森林保険への加入を勧奨している。また、山火事の防止については、市町村、関係団体と連携をとりながら、山火事防止強調月間を設定するなど広報活動を積極的に行っている。

## オ 林地開発の調整

森林の乱開発を防止するため、1ha を超える開発については、林地開発許可制度により開発が適正に行われるよう努めている。

### (7) 県民参加の森づくり

森づくり情報の収集提供、森林ボランティア活動への支援、森林環境学習へのサポート等を担う「公益の森づくり支援センター」と連携し、森林に対する県民の理解を深めるとともに、県民等が行う様々な森づくり活動の支援を行った。

また、森林や林業への理解や関心の向上、新規参入等の促進を図る「やまがた美しい森林づくり推進大会」を開催した。

### (8) 生態系に配慮した農地や用排水路等の整備促進

ほ場整備やかんがい排水施設の整備を行う農業農村整備事業は、生態系や水環境の保全など環境との調和を図りつつ実施することとしている。

事業の調査、計画の段階から、生き物調査など地域環境の情報収集に努め、農家や住民等との意見交換を実施しており、それらを受けて地区ごとに環境配慮計画を作成している。平成 13 年度以降平成 20 年度までに 89 地区において環境配慮計画を策定し、事業に反映している。

また、事業の実施時には保全対象となる動植物のための保全池や保全水路を設置して生息空間を確保するなどにより生態系に配慮するとともに、地域住民の参加による保全活動の促進にもつなげている。

### (9) 水害等自然災害の未然防止、多様な野生動植物が生息・生育する水辺空間の保全

水辺環境は、生物の多様性を保つ上で極めて重要な役割を果たしており、人間の生存の基盤となっている生態系を長期的に安定させ、生物資源を持続的に利用するため、河川において地域固有の生物の多様な生息・生育環境を確保しつつ、河川のもたらす様々な恵みを活かしていくことが必要である。

河川における生物の多様な生息・生育環境に必要な広がり確保するとともに、地域の様々な生物が安定的に生存できるよう流水がとぎれないように連続性を確保する。さらに、流域の湿地や池などと河川を結ぶことにより流域のネットワークを形成する。

河川の整備にあたっては、自然の持つ復元力を活かせる方策を選択し、そこに生息する生物に配慮した河道の形成を図る「多自然川づくり」を推進する。

平成 19 年度末における多自然川づくりの整備済み延長は 58.7 km となった。

なお、これまで様々な工夫を重ねながら治水機能と環境機能を両立させた取組みを実施してきた

ところである。今後さらに、より質の高い多自然川づくりを展開していく。

また、農業用ため池や農業用水路も生物の多様性を保つうえで重要な役割を果たしている。このため、ため池や農業用水路の整備を行う際には、周辺の生態系ネットワークに配慮して生息・生育空間の確保を図ることとしている。

## 第2節 野生動植物の保護等への配慮

### 1 希少野生動植物の適切で効果的な保護対策

#### (1) 希少野生動植物の現況

本県では、約2,300種の植物、5,000種を超える動物が確認されている。また、自然環境の豊かさを示すといわれているイヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類が広範囲に分布しているなど、豊かな生態系が残されている。しかし、その一方「レッドデータブックやまがた」(動物編・平成14年度、維管束植物編・平成15年度発行)によると、7種の動物と40種の植物が既に絶滅し、84種の動物と346種の植物に絶滅のおそれがある。

レッドデータブックやまがたとは、本県における野生動植物が、現在どの程度絶滅の危機にあるのかを評価したものである。

#### (2) 絶滅危惧種の生息状況把握と新たな絶滅種発生防止

平成17年3月に「山形県希少野生生物保全の取組み指針」を策定し、環境科学研究センターにおいて、各分野の研究者と協力の下、絶滅危惧種のイバラトミヨ、シナイモツゴ、マルコガタノゲンゴロウ、デンジソウ、ヒシモドキなどの生育・生息状況調査を行ってきた。また、地元の保護活動グループと協力し、生息環境の保全に取り組んでいる。

さらに、「レッドデータブックやまがた」の作成以来時間が経過していることから、県内全域において継続的に希少野生動植物の生息状況を把握し適切な保護対策を講じるため、平成19年度から「やまがた緑環境税」活用事業として自然生態系保全モニタリング調査事業を実施している。

(19年度は置賜地区、20年度は村山地区、21年度は最上地区を調査対象として実施。)

#### (3) 野生動植物保護地区等の厳正な保全

自然公園の特別保護地区及び特別地区、自然環境保全地域、里山環境保全地域、鳥獣保護区特別保護地区などについては、前述の自然公園管理員(20名)のほか、自然環境保全地域管理員(6名)や鳥獣保護員(52名)を配置して、監視と保全に取り組んでいる(表2-4-9)。

表 2-4-9 鳥獣保護区等の指定状況（平成 20 年度）

1 鳥獣保護区

鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域（法第28条）

区 分		箇所数	面 積 (ha)			
			国有地	民有地等	水 面	合 計
大規模生息地の保護区	県指定	1	13,254	541	0	13,795
森林鳥獣生息地の保護区	県指定	32	51,735	17,253	552	69,540
集団渡来地の保護区	国指定	1	413	634	490	1,537
	県指定	1	0	322	31	353
	計	2	413	956	521	1,890
集団繁殖地の保護区	県指定	1	0	249	0	249
身近な鳥獣生息地の保護区	県指定	18	1,020	5,009	167	6,196
希少鳥獣生息地の保護区	国指定	1	28,004	451	222	28,677
合 計	国指定	2	28,417	1,085	712	30,214
	県指定	53	66,009	23,374	750	90,133
	計	55	94,426	24,459	1,462	120,347

2 特定猟具使用禁止区域

特定猟具（銃、わな又は網）を使用した猟に伴う危険の予防又は指定区域の静穏保持のため、特定猟具を使用した猟を禁止する区域（法第35条）

箇所数	面 積 (ha)
102	29,693

資料：県文化環境部みどり自然課

（４）希少猛禽類の生息状況等の把握及びその生息の支障となる事業との調整

平成 20 年 2 月に「山形県希少野生生物分布情報取扱要領」を策定し、希少野生生物の分布情報の収集・管理とその活用（生息環境保全の観点から公共事業など開発計画との調整）に取り組んでいる。

希少猛禽類の保護については、環境省が設置している「猛禽類保護センター」の活用協議会や地元 NPO が主体となって実施している生息状況の把握や保護・観察活動等を支援するとともに、生息環境保全のため開発事業や公共事業との調整を図っている。

（５）各地域における希少野生動植物保全の取組み支援

環境科学研究センターにおいて、県内各地域における各種希少野生動植物についての情報提供や調査・保全に関する支援を行っている。

特に絶滅危惧種のイバラトミヨについては、東根市の小見川において地元住民の保全活動や信州大学と協力して生息状況の調査を行い、保全対策の研究を行ってきた。

平成 19 年の調査で、生息数が前年までの十分の一（約 120 匹）と推定される危機的な状況であることが判明、20 年度には約 150 匹とされたものの、依然として危機的な状況からは脱していない。

危機的な状況を打開するため、21 年度からは東根市教育委員会を事務局として、市の関係部門のほか、関係団体や県の関係部門をメンバーとして「東根市『イバラトミヨ生息地』保存連絡協議会」が設立された。引き続き営巣調査を行うとともに、この協議会を中心として、保全池の設置など緊急保全対策の実施を検討している。

また、みどり自然課では、平成 20 年度から「野生生物保全県民ネットワーク支援事業」を立ち上げ、野生生物保全に関する実践的セミナーの開催や野生生物の保全活動を行っている団体等へ専門家のアドバイザーを派遣するなどの取組みを行っている。

また、平成 21 年度からは「レッドデータブックやまがた」(植物編)の改訂に向けて、「希少野生生物分布調査」を実施している(総説参照)。

## 2 外来生物への対策

外来生物による自然生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)が制定(平成 16 年制定、17 年 6 月施行)され、同法で指定される特定外来生物(平成 19 年度末現在 96 種)については、その飼養、栽培、野外放出などが禁止されるとともに、指定前にペットとして飼養していたものについては環境省による許可が必要になった。

本県で確認されている野生化した特定外来生物は、現在のところ、オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、ウシガエルの 4 種類であるが、バス類による漁業被害や生態系被害が拡大している。また、ペットとして飼養されていた特定外来生物が野外へ放出され、生態系に悪影響を与える危険も増大している。

平成 20 年度においても、国、市町村及び県の関係部局との連携により、特定外来生物が生態系等に与える悪影響やペット等飼育動物の適正な管理などについて、ホームページやリーフレットの配布により啓発に努めてきた。

なお、本県における飼養等の許可件数は、平成 21 年 5 月末現在 183 件である。(アライグマ 2 件、オオクチバス 3 件、コクチバス 1 件、アカゲザル 1 件、ウシガエル 3 件、上海ガニ 4 件、カミツキガメ 1 件、セイヨウオオマルハナバチ 168 件)となっている。

## 3 ニホンザル、ツキノワグマなど野生鳥獣の適正な保護管理

### (1) 鳥獣保護管理の現況

本県における鳥獣の生息状況は、豊かな自然環境に恵まれて多様な鳥獣相を保っており、これまでに鳥類 374 類、獣類 45 種が確認されている。これら野生鳥獣の保護に対する関心が高まってきており、野鳥愛護団体や小・中・高校の児童生徒を中心とした愛鳥活動も活発になってきている。

一方、野生鳥獣による農林業への被害は、平成 20 年度の被害額は 8 億 6,592 万円(前年度比 21% 減)にのぼっている。被害額は昨年からは減少しているものの大きな金額となっており、スズメ、カラス、ムクドリ、ニホンザル、野ネズミの被害が多い。また、平成 19 年の調査で表面化したイノシシによる被害については、奥羽山系に近接する村山、置賜両地域で拡大の傾向を示し、平成 21 年にはこれまで確認されていなかった最上地域の一部でも発生するなど被害の増加が懸念されている(表 2-4-10)。

被害の深刻化が進む反面、これらの有害鳥獣の捕獲を担ってきた狩猟登録者は、8,000 人以上いた昭和 53 年以降減少の一途をたどっており、平成 20 年度は 2,252 人(前年比 165 人減)となっている。

鳥獣による被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 20 年 2 月に「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(鳥獣被害防止特措法)が施行され、同法に基づく「被害防止計画」を定めた市町村は、農林水産省の補助や特別交付税措置の拡充を受けて、農林業被害防止のため総合的かつ効果的な対策ができることになった。

平成 21 年度には、山形市、上山市、天童市、村山市、東根市、尾花沢市、米沢市、南陽市、高畠町、鶴岡市の 9 市 1 町が被害防止計画を策定している。

## (2) 鳥獣保護事業計画の策定及び鳥獣保護区の指定

野生鳥獣の保護を図るため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(鳥獣保護法)に基づき、「第10次鳥獣保護事業計画」(平成19年度から23年度)を策定し、希少鳥類の保護や鳥獣の生息環境の保護等を目的として鳥獣保護区(表2-4-9)特別保護地区の指定などを行っている。こうした鳥獣保護対策の実施と保護思想の普及には、県内各地に配置された52名の鳥獣保護員が大きな役割を果たしている。

「第10次鳥獣保護事業計画」に基づく「特定鳥獣保護管理計画」の策定については、平成19年7月に「山形県ニホンザル保護管理計画」を策定したところであるが、これに基づき、平成21年度には、上山市、東根市、尾花沢市、米沢市、小国町、鶴岡市の5市1町が「ニホンザル保護管理事業実施計画」を策定している。

また、平成20年度には「山形県ツキノワグマ保護管理計画」を策定した(総説参照)。

このほか、同年度に、蔵王鳥獣保護区の特別保護地区(944ha)の再指定(平成30年10月31日まで)を行った。

表2-4-10 年次別鳥獣加害状況

鳥獣の種類	被害金額(千円)										H20年度主な被害作物
	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年度	
スズメ	174,511	214,327	164,692	144,733	157,596	157,822	83,376	112,863	231,039	210,646	おうとう、稲、ぶどう
カラス	217,262	266,981	155,670	138,188	146,958	304,454	257,644	292,281	211,321	159,499	りんご、おうとう、メロン
カモ	52,930	12,944	10,337	11,355	14,038	10,978	14,557	9,798	16,145	3,589	稲
ムクドリ	155,228	267,185	219,932	184,589	177,470	225,461	182,676	208,410	107,907	107,577	おうとう、りんご、ぶどう
ハト	7,198	6,623	2,852	4,436	4,944	5,171	2,626	2,332	1,914	12,926	枝豆、大豆
キジ	2,897	1,574	1,313	1,094	22,966	4,005			1,163	137	大豆
ウソ	280	200	1,680	180	1,680	180	5,945	4,056	3,183	1,749	花き類
ヒヨドリ	21,952	19,108	25,786	10,075	24,523	36,907	11,223	34,259	30,814	16,570	りんご、おうとう、西洋なし
オナガ	16,480	20,610	19,937	4,473	1,888	30,462	22,460	2,390	5,629	13,998	りんご、西洋なし
サギ	10,019	4,149	1,090		3,562	4,724	11,117	3,218	1,619	1,774	稲
その他			500	500	540	570					
鳥類計	658,757	813,701	603,789	499,623	556,165	780,734	591,624	669,607	610,733	528,466	
カモシカ	110,642	87,588	76,721	83,863	75,386	123,578	83,913	88,611	52,889	29,779	りんご、ぶどう、おうとう
クマ	32,724	22,512	18,738	12,945	25,433	46,721	29,424	155,835	19,109	30,770	りんご、西洋なし、ぶどう
サル	152,943	150,299	218,488	158,133	200,241	203,691	171,951	209,039	149,897	96,698	おうとう、ぶどう、りんご
タヌキ	721	890	972	2,360	1,267	611	760	2,251	405	301	メロン
ハクビシン	25,805	15,699	35,550	16,335	42,289	79,140	74,607	57,604	68,107	49,738	おうとう、西洋なし、りんご
野ウサギ	5,689	690	8,596	6,602	10,321	2,501	17,013	3,556	4,039	33,574	りんご、おうとう
野ネズミ	85,743	100,188	38,950	58,694	59,788	71,130	56,737	101,264	188,500	94,525	おうとう、もも、西洋なし
イノシシ	3								12	2,068	稲
その他					244.5	543	320				
獣類計	414,270	377,867	398,015	338,932	414,968	527,915	434,725	618,160	482,957	337,454	
その他		98									
合計	1,073,026	1,191,666	1,001,804	838,555	971,133	1,308,649	1,026,349	1,287,767	1,093,690	865,920	

(注) H11～19年は暦年(1～12月) H20年度は年度(4～3月)の数値

資料：県農林水産部エコ農業推進課

## (3) ニホンザル、ツキノワグマとの共存政策の推進

ニホンザル及びツキノワグマについては、平成15年3月に「野生鳥獣共存推進指針」を策定して保護管理施策を進めてきた。

ニホンザルによる本県の農業被害金額は、平成10年に前年比で倍増し、以後1億5,000万円から2億円超で推移している。なお、平成20年度は9,670万円で、金額としては減少したが、ニホンザルの被害を受ける地域は拡大傾向にあると考えられる(表2-4-10)。

県では、平成12～14年度、15～17年度にニホンザルの生息状況について調査を行い、平成18年度現在で県内に100群前後、約3,000頭が生息していると予測している。ニホンザルとの共存を目指し、被害の減少と保護の両立を図るため、平成19年7月「山形県ニホンザル保護管理特定計

画」を策定した。

ツキノワグマについては、昭和52年から平成13年度まで継続的に生息数の調査を実施し、県内には約1,500頭が生息していると推計してきた。その後、平成17～19年度の3箇年でさらに県内の各山系を一巡する調査を実施し、その結果から新たに暫定的な推計を行い、平成19年6月時点での生息数を約1,500頭とみている（「平成19年度山形県ツキノワグマ生息数推定（試算）」について）をみどり自然課HPで公表。

捕獲数については、平成18年度の全国的な大量出没・大量捕獲（全国4,846頭、山形県692頭）を経て、19年度は126頭と大幅に減少し、20年度は167頭となった。

県では、18年度の大量捕獲の状況を受け、平成20年度に「山形県ツキノワグマ保護管理計画」を策定し、平成21年度から本計画に基づいた保護管理施策を施行している。（総説参照）

この計画では、年間の捕獲数に上限を設けて、個体数管理（捕獲数管理）を行うこととしており、21年度の捕獲数上限を、県全体で205頭と設定した。総合支庁ごとに、捕獲頭数の上限値を設け、その範囲内に収めるように努めている。

ツキノワグマの捕獲をめぐるのは、このままでは絶滅が危惧されるため保護策を強化すべきとする意見と、人身被害・農業被害防止のためより捕獲しやすくすべきだという意見の対立がみられるが、両者の意見を踏まえ、今後とも、県民合意形成の努力を重ねて、安定的な生息数の維持と被害の防止の両立が可能となる保護管理を進めていく必要がある。

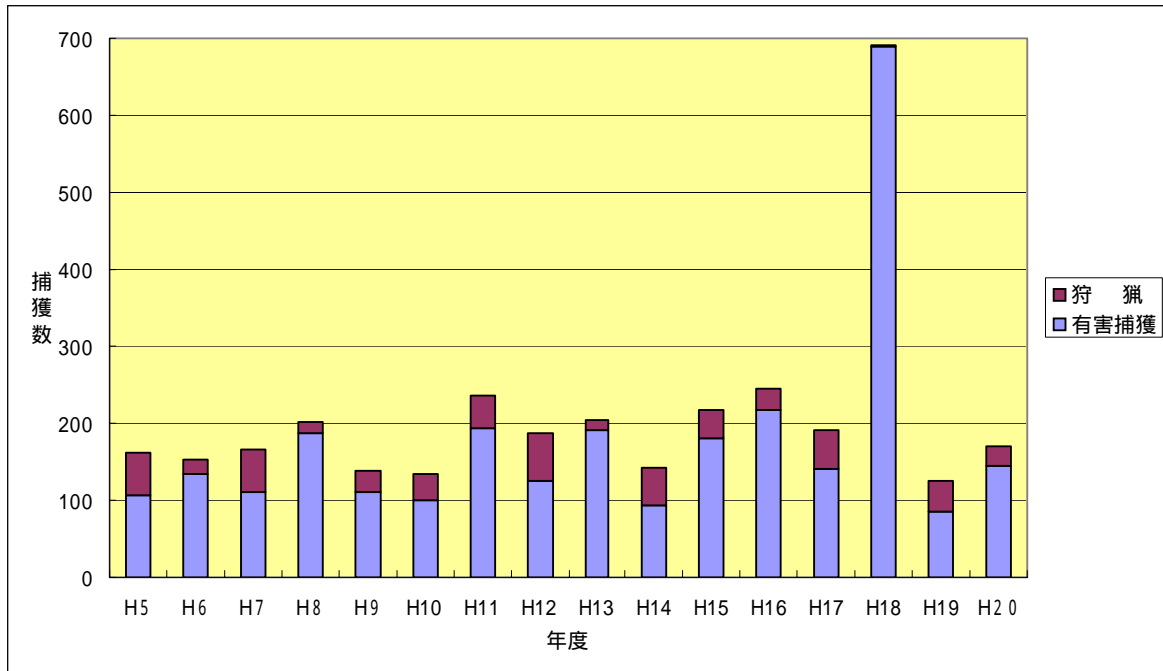
表 2-4-11 有害捕獲による鳥獣捕獲数の推移

（単位：羽、頭）

種類	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
鳥類	ゴイサギ	5	32	152	160	53	29	43	63	81	202
	カモ類	837	855	650	510	350	511	679	677	467	467
	キジバト				20			0	0	0	438
	カラス類	4,973	4,743	4,445	4,829	4,289	5,477	4,883	5,478	5,791	5,199
	スズメ類	1,460	1,589	1,269	1,285	1,613	1,371	839	1,179	3,090	1,823
	ヒヨドリ	170	118	172	102	53	55	138	76	98	98
	ムクドリ	5,392	5,366	4,896	4,365	4,093	3,916	2,408	4,481	5,614	4,567
	ウソ	32						0	0	0	0
	ドバト	45	88	28	30	38	18	18	211	203	93
	その他		59	136	110	107	130	182	102	0	1,149
小計	12,914	12,850	11,748	11,411	10,596	11,507	9,190	12,267	15,901	13,568	
獣類	クマ	99	193	125	191	94	180	218	140	690	85
	キツネ	2						0	0	0	0
	タヌキ	29	21	23	12	5		1	7	7	3
	アナグマ							0	0	0	0
	ノウサギ	1,161	850	1,055	967	813	784	1,202	1,167	930	841
	ノネコ							0	0	0	0
	ノイヌ							0	0	0	0
	サル	248	312	321	564	423	576	572	470	704	290
	ハクビシン	20	25	20	5	5	9	9	13	16	19
	テン							0	0	0	0
	その他							3	0	1	0
小計	1,559	1,401	1,544	1,739	1,340	1,549	2,005	1,797	2,348	1,238	
合計	14,473	14,251	13,292	13,150	11,936	13,056	11,195	14,064	18,249	14,806	

資料：県文化環境部みどり自然課

図 2-4-1 県内におけるツキノワグマ捕獲数の推移



資料：県文化環境部みどり自然課

## 4 調査・研究の推進

### (1) 鳥獣関係

みどり自然課において、20年度に以下の調査を実施した。

ツキノワグマ生息状況調査 - 吾妻山系、飯豊山系におけるツキノワグマの生息状況調査。

ガン、カモ科鳥類生息状況調査 ガン、カモ類及びハクチョウ類の全国一斉生息調査。

鳥類生息状況調査 - 鳥獣保護区の新規指定地域の調査（日本野鳥の会委託）。

鳥獣保護区等管理調査 - 既設鳥獣保護区における鳥獣保護員による生息状況調査。

里山に出没する大型野生動物生息動向調査（ニホンザル、ツキノワグマについて発信機やGPSを装着して行動域等を把握）。

以上のほか、環境省生物多様性センターからの委託を受け、「自然環境保全基礎調査」（月山山系におけるツキノワグマの生息数・行動域等の調査）を実施した。これは、ヘアトラップによるDNA検査やアルゴシステム試用などを含む先進的な調査であり、山形大学へ委託して行った。

### (2) 希少野生動植物関係

平成20年度は、環境科学研究センターにおいて、「自然生態系保全モニタリング調査」の一環として、次の調査を行った。

自然環境現況調査（朝日連峰、蔵王連峰、御所山、出羽三山・葉山内の県自然環境保全地域等、村山地方湿地群） 生息する希少種と生息場所の特徴、注目種の定量的把握、水温、水質など。

希少野生生物保全調査（村山地方の沼・湿地・休耕田・草原等における希少植物・昆虫の調査）

21年度は、最上地域を対象としてモニタリング調査を実施するほか、『レッドデータブックやまがた』（植物編）の改訂に向け、「希少野生生物分布調査」を実施している。

## 5 鳥獣保護思想の普及啓発と鳥獣救護

前述の県立自然博物館（西川町志津）のほか、蔵王坊平に野鳥の観察施設である「野鳥の森」を設置している。また、県内の小・中・高校生を対象とした愛鳥週間ポスターコンクールを実施（平成20年度は70校から336点応募）したほか、身近な野鳥とのふれあい事業として、探鳥会、巣箱設置、県の鳥オシドリの放鳥などを行った。

また、県が委託している県内7箇所の野鳥救護所と1箇所の野生獣類救護所において、傷病鳥獣の治療及び治癒後の放鳥獣を行った（平成20年度は、野鳥374羽、獣類31匹を救護）。

なお、平成20年度から、「大型鳥獣野生復帰事業」を実施し、大型鳥獣の治療、リハビリ及び野生復帰を進めている。

## 第3節 人と自然が共生した美しい風土の創造と継承

### 1 最上川をシンボルとした環境・文化面での県民運動の展開

#### (1) 県民の主体的な環境活動の充実、河川美化等

「美しい山形・最上川フォーラム」が行う本県の母なる川・最上川をシンボルとした美しい山形づくりの県民運動として行われた、「身近な川や水辺の健康診断」（82グループ、約900名が参加し、215箇所を調査）及び「美しい山形クリーンアップキャンペーン」（34グループ、約940名が参加）を支援した。

#### (2) 最上川にふれ、親しみ、理解を深める仕組みづくりに取り組む

地域主体による水辺の環境整備や利活用等の地域づくり活動を推進することを目的に「美しい山形・最上川フォーラム」が東根市及び庄内町で開催した「最上川堤防等の桜並木の維持管理研修会」を支援した。

また、農業生産の源となる農業用水は、県内の田や畑を潤し農業の営みとともに自然豊かな農村環境を形成している。これらの環境を次世代に継承していく取組みとして平成19年度から農地・水・環境保全向上対策を実施しており、地域共同で環境を保全する取組み（共同活動）を行う641組織及び環境にやさしい農業を実践する取組み（営農活動）を行う171組織に対して支援を行った。

### 2 暮らしに根ざした山形らしい景観の保全・創造

#### (1) 景観条例及び景観計画の策定

本県は、月山や鳥海山等の山々と母なる最上川とによって県土景観の骨格が形づくられている。また、都市と農村との融和的な関係が、シンボルとなる山々の景観を引き立て、県土景観を印象深く親しみのあるものとしている。

県では、これら県土景観の特徴を踏まえ、良好な景観の将来の世代への継承並びに心豊かな県民生活及び多様な交流による活力ある地域社会の実現に寄与することを目的に、平成19年12月21日に山形県景観条例（県景観条例）を制定した。また、平成20年5月23日に行為の制限に関する事項等を定めた山形県景観計画を策定し、「県景観条例」とともに平成20年7月1日から施行している。



## (2) 環境との調和に配慮した農業農村整備事業の実施

地域の生活や営農活動によって形成されてきた農村景観は、地域の魅力、美しさを視覚的に表現しているもので、美しい田園風景は地域の貴重な財産となっている。

県が農業農村整備事業を実施する際には、地域特有の景観や風土を醸し出している植物、地形、水辺といった景観資源の保全と活用に努めている。

## (3) 中山間地域等の耕作放棄地について、多面的機能の確保を図る取組み支援

本県の耕作放棄地は、面積で6,797ha、率で6.0%となっており、その面積、率ともに増加の傾向にある。特に中山間地域では不利な農業生産条件が原因となり、耕作放棄地が多く発生している。耕作放棄は、農地の持つ洪水調整機能や水源かん養など、公益的な機能を損なうばかりでなく、病害虫の発生など、環境に与える影響も大きくしている。

このような中、農業生産活動等の維持を通して、耕作放棄地の発生を防止し、多面的な機能を確保していくため、平成12年度から「中山間地域等直接支払制度」を実施しており、平成20年度においては、県内34市町村で、農地面積8,316haを対象に取り組みされた。

また、農地環境整備事業を実施し、土地の利用計画を立てて、今後とも営農を持続していく区域と、長期的に営農再開が見込めない区域を区分し、地域全体での土地管理を可能とするための基盤整備を行っている。

さらに、中山間地域などに広がる棚田を地域の資産として活用し、里山の自然生態の保全や棚田米の販売など特色ある活動を支援していくため、「やまがたの棚田20選」を選定した(図2-4-2)。

率 = 耕作放棄地面積 / (経営耕地面積 + 耕作放棄地面積)

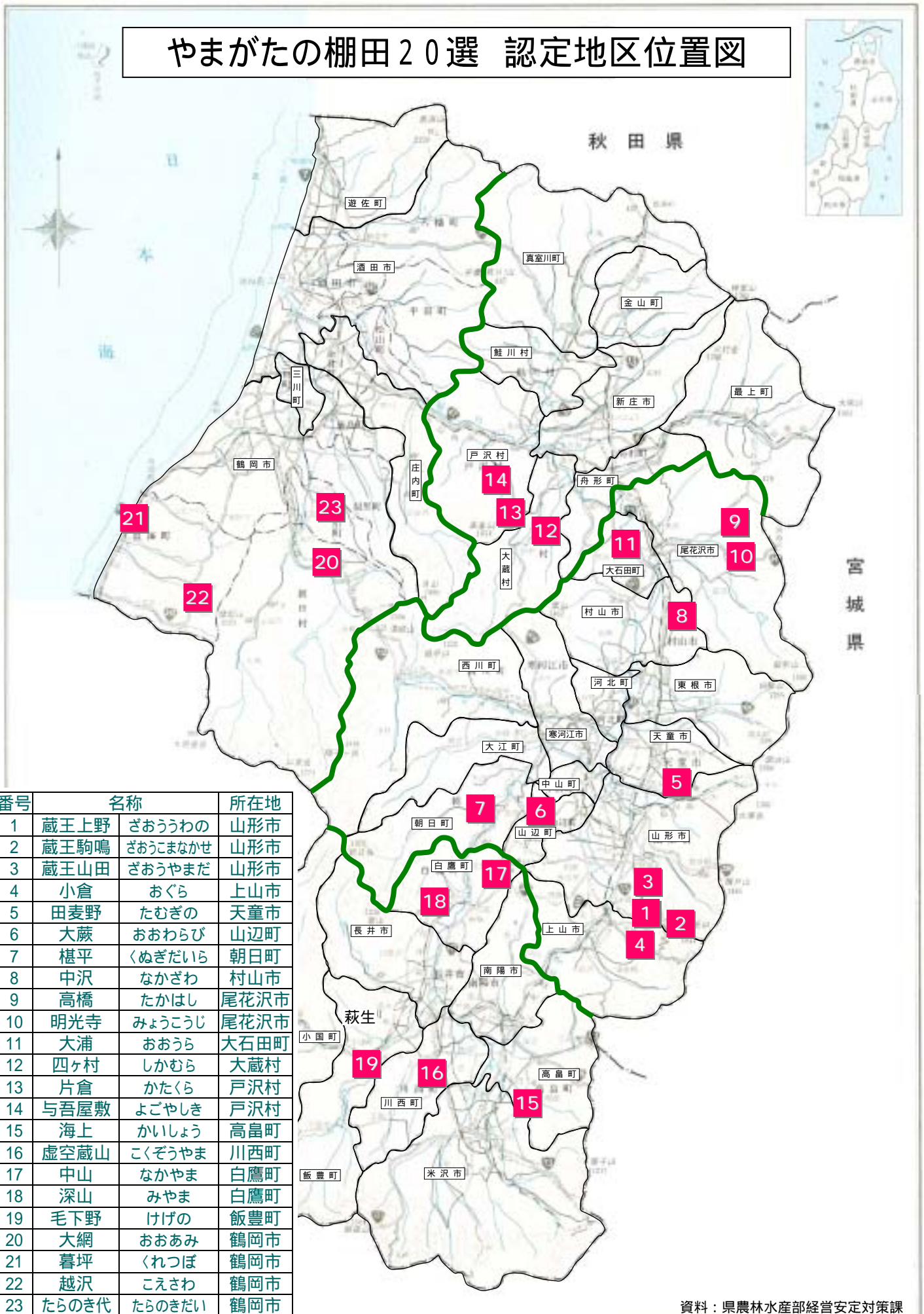
## (4) 多様で健全な森づくり等による里山景観の保全

管理放棄等により公益的機能の低下が懸念される森林のうち、集落等に近接し特に保全上重要な森林については「やまがた緑環境税」を活用し、「人工林を針広混交林に誘導する森林」、「人工林を長期育成林へ誘導する森林」及び「病害虫等により荒廃した里山林を再生する森林」の三つのタイプに区分して整備した。

また、近年被害が顕著である松くい虫やナラ枯れ被害を防止するため、薬剤散布、樹幹注入等の防除事業を実施した。

その他、治山事業や民有林造林補助事業等を活用して多様で健全な森づくりを推進し、里山景観の保全に努めた。

図 2-4-2 やまがた棚田 20 選認定地区位置図



番号	名称	所在地
1	蔵王上野	ざおうわの 山形市
2	蔵王駒鳴	ざおうこまなかせ 山形市
3	蔵王山田	ざおうやまだ 山形市
4	小倉	おくら 上山市
5	田麦野	たむぎの 天童市
6	大蔵	おおわらび 山辺町
7	榎平	くぬぎだいら 朝日町
8	中沢	なかざわ 村山市
9	高橋	たかはし 尾花沢市
10	明光寺	みょうこうじ 尾花沢市
11	大浦	おおうら 大石田町
12	四ヶ村	しかむら 大蔵村
13	片倉	かたくら 戸沢村
14	与吾屋敷	よごやしき 戸沢村
15	海上	かいしょう 高畠町
16	虚空蔵山	こくぞうやま 川西町
17	中山	なかやま 白鷹町
18	深山	みやま 白鷹町
19	毛下野	けげの 飯豊町
20	大網	おおあみ 鶴岡市
21	暮坪	くれつぼ 鶴岡市
22	越沢	こえさわ 鶴岡市
23	たらのき代	たらのきだい 鶴岡市

資料：県農林水産部経営安定対策課

## (5) 市町村の景観形成に関する取組み支援

良好な景観の形成は、地域住民の生活に密接に関係することや地域の特色に応じたきめ細かな対応が必要なことから、市町村が景観計画等を策定するなど景観行政において中心的な役割を担えるような環境を整えることが課題となっている。

このため、平成 20 年度は、主に市町村の職員を対象として、景観セミナー（景観行政に関するテーマ）を 2 回開催した。

## (6) 景観を活用した地域づくり・まちづくり等の推進

現在ある良好な景観をいかに保全し、いかに創出していくかが課題となる。そのため県民や市町村等と連携を図りながら、景観形成を契機とした地域づくり・まちづくりや公共事業による景観形成等を展開していくことが重要である。

このため、県内 2 地域（置賜・庄内）において「景観形成を契機とした交流の促進」による地域の活性化を図る景観回廊のモデル事業に着手した。

## (7) 都市公園の整備等、計画的な緑化対策を推進

### ア 都市公園の整備

都市公園は、都市に緑とオープンスペースを確保することにより、良好な都市環境の形成、国民の健康の維持増進、広域的レクリエーション、文化活動等の場を提供するばかりでなく、大気汚染、騒音等の都市公害を緩和し、災害時の避難場所としての都市の安全性を確保するために活用されるなど、多様な役割を果たす基幹的な公共施設である。

県内の平成 19 年度末現在の都市公園数は 761 箇所、面積は約 1,634ha で、都市計画区域内人口 1 人当たり約 17.3m<sup>2</sup>となっている。

### イ 風致地区

自然景観を保全し、その風致を維持するために風致地区を決定しており、地区内では樹木の伐採や土地形質の変更あるいは建築、増改築、さらに屋根の色等について、昭和 45 年に制定された「風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づいて規制している。

なお、平成 20 年度末現在、山形広域の 2 か所 505ha が都市計画決定されている。

### ウ 都市緑化対策

都市緑化の推進のためには、一人ひとりが身の回りの緑化を進めていくことも重要であるが、地域住民同士が緑地協定等を結ぶことにより、より効果的に緑の街並みを創り出すことができる。このような目的から山形市、鶴岡市、酒田市等において、都市緑化に係る条例、要綱等を制定し、すぐれた緑を保全し創成するように務めている。

## (8) 屋外広告物設置についての適切な規制・誘導

屋外広告物については、本県の良好な景観を形成するため、「山形県屋外広告物条例」に基づき必要な規制や指導、制度の周知を行っている。しかし、当条例に違反して設置されている屋外広告物が確認されている現況にあるため、県では、それらの違反屋外広告物の根絶に向けて是正指導を

行っている。今後も、違反屋外広告物の根絶に向けて、是正指導及び屋外広告物制度の周知を継続して行っていく。

### (9) 無電柱化の推進

無電柱化(電線類地中化)については、都市景観や防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、歴史的街並みの保全等を目的として、平成20年度は「無電柱化推進計画(平成16年度～平成20年度)」に基づき、関係事業者等の協力の下、事業を進めてきた。

なお、平成21年度以降の計画については現在策定中である。

平成20年度の実績は、無電柱化延長46.0km、無電柱化率11.8%であり、昨年度に対して3.1km、0.8%の増加と微増ではあるが着実に進捗しているものの、全国と比べて遅れており(全国平均13%(平成19年度末))、今後とも次期計画に基づき一層無電柱化の推進に向けて取り組む必要がある。

表 2-4-12 無電柱化の状況(平成20年度末現在)

無電柱化延長(km)	無電柱化率(%)
46.0	11.8%

資料：県土木部道路課

### (10) 採石業者に対し、景観保全への理解と協力を要請

採石業者に対し、景観保全への理解と協力を求めている。既存の採石場について、採取の継続により著しく景観を阻害すると認められるときには、採掘場所の位置や方向変更による見掛け露出面積の減少、状況に応じた修景配慮を指導し、新たな採石場については、不特定多数の集まる場所から眺望できない位置への開設に努めることを指導している。また、跡地については、景観及び生態系の良好な復元のために緑化の質の向上等を図ることを指導している。

### (11) 河川アダプト制度等により河川等の美化活動を促進

県管理の河川・海岸等を対象に、「里親」として責任を持って清掃美化等の活動を行うボランティア団体と収集したごみの処分等を担う市町村、団体に対して活動経費の一部助成と看板(アダプトサイン)の設置等を行う県が協定を締結するなど、協働による各地域の原風景となる自然、環境の保全・形成活動や道路・河川等の美化活動を促進している。

平成20年度は、アダプト団体286団体、96アシスト企業が取り組んだ。団体の参加人員は13,825人であり、133河川、延長196kmにおいて取組みが行われた。

### (12) 土地改良施設等を利用した花の植栽等、景観に配慮した地域活動を支援

平成13年度から、県内の各土地改良区で「21世紀土地改良区創造運動」を展開している。これは土地改良区が、農村の都市化や混住化の進展に伴い、水路へのゴミの不法投棄や生活排水の垂れ流しなど、営農や土地改良施設の円滑な管理に支障が生じている状況に対応し、引き続き農地や農業用水利施設を守るため、地域住民と共に考え、行動することを提案する運動である。その一環として、農業用水路や農道などの清掃や花の植栽等の地域活動を行っており、平成20年度は4,200人余りが参加した。県ではこれらの活動を側面から支援している。

### 3 山形らしい環境文化の継承・発信

#### (1) 山形ふるさと塾の展開等により、山形らしい環境文化の再評価を促進

親から子、子から孫の代へ、ふるさと山形のよき文化を教え、伝え、学び合う「山形ふるさと塾」は、地域の方々自らが、子どもたちに地域の素晴らしい文化等を伝承していく活動である。

これまで、市町村への市町村総合交付金による活動支援(平成20年度は県内30市町村で実施)、山形ふるさと塾を紹介するリーフレットや「山形ふるさと塾だより」(隣組回覧)の作成・配布、伝承の中心的役割を担う語り部の研修と全県的なネットワークの形成を図るため、語り部研修会、語り部交流会・事例発表会の開催、伝承活動の底辺拡大のインセンティブとしての顕彰の実施、伝承活動に取り組んでいる子どもたちの発表機会として「山形ふるさと塾フェスティバル」の開催、伝承活動を記録・保存し、配信する「山形ふるさと塾アーカイブス」のコンテンツの充実等、県内への普及啓発活動を中心に実施してきた。

今後、さらなる活動の推進に向け、学校・地域が連携し、様々な伝承・体験活動を通しながら、子どもの社会力育成、地域コミュニティの活性化、地域文化の保存・伝承を図っていく。

#### (2) やまがた遺産(仮称)制度の内部検討

「やまがた遺産(仮称)制度」は、様々な地域資源を発掘・再評価し、それらを活かした活動や保存・継承の一層の展開と新たな取組みの誘発を通じて、県民の県土への誇りを醸成することを趣旨とするものである。

平成18年度から、制度の展開イメージなどについての県民との意見交換、有識者等による制度検討委員会での検討を行い、制度の骨格となる考え方を取りまとめた。これを踏まえて、有識者との個別意見交換等を通じ制度のあり方について引き続き検討を重ねている。

#### (3) 世界遺産登録を目指した取組みの推進

本県では、「最上川の文化的景観 舟運と水が育んだ農と祈り、豊饒な大地」を、世界遺産暫定リストへの追加資産候補として、県内26市町村と文化庁へ共同提案している。これは、山形県の「母なる川」最上川を、舟運・農業・信仰の観点から、人々と川との関わりを示す文化遺産として捉え、後世に引き継いでいこうとするものである。

平成20年9月の文化庁文化審議会では、江戸時代の川絵図に描く景観が良好に保全されていることなど、人間と自然が共生する事例として、最上川の文化的な価値が高く評価された。

今後は、最上川を国の重要文化的景観に選定する作業を進めながら、河川の国際比較研究や、流域資産を文化財へ指定する可能性を探っていく。一方で、世界遺産の登録審査が厳格化している情勢などを勘案し、中止を含めた事業の見直しも検討している。